

平成26年川俣町議会第5回定例会会議録

平成26年川俣町議会第5回定例会は、6月11日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君
16 番 黒沢敏雄君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君	監 査 委 員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 長 岡健一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

議案第70号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(質疑・討論・採決)

議案第 7 1 号 川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例

(質疑・討論・採決)

議案第 7 3 号 平成 2 6 年度川俣町一般会計補正予算 (第 2 号)

(質疑・討論・採決)

議案第 7 4 号 平成 2 6 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(質疑・討論・採決)

議案第 7 5 号 平成 2 6 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(質疑・討論・採決)

議案第 7 6 号 平成 2 6 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(質疑・討論・採決)

(追加日程)

議報告第 6 号 議員研修会等の報告について

所管事務調査について

議員の派遣について

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は、１６人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午後１時００分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 会議を進める前に申し上げます。本日も気温が上がっておりますので、上着を脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において、９番議員 新関善三君、１０番議員 菅野正彦君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第２，請願・陳情の審査結果について、これより常任委員長から報告を行います。

初めに、総務文教常任委員長、報告願います。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） １０番 菅野正彦でございます。朗読をもって審査結果の報告にかえさせていただきます。

平成２６年６月１１日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、６月１０日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
３	「公共工事における賃金等確保条例」（公契約条例）の早期制定を求める陳情書	採択	
４	住民の命を守る住宅の耐震化を促進するために耐震改修助成制度の創設・拡充を求める陳情書	採択	

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第３号「公共工事における賃金等確保条例」（公契約条例）の早期制定を求める陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第4号「住民の命を守る住宅の耐震化を促進するために耐震改修助成制度の創設・拡充を求める陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって陳情第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 次に、産業建設常任委員長、報告願います。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（石河 清君） 産業建設常任委員長の石河でございます。

請願の審査結果について

本委員会に付託された請願は、6月10日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
2	柏崎第3区生活道路町道認定及び道路改良整備に関する請願書	採択	
4	生活道路の町道認定に関する請願書	採択	
5	松ヶ柴林道の県道12号線出入り口付近の安全確保のための道幅の拡張ならびに林道入口標識の設置に関する請願書	採択	
6	町道認定と舗装整備に関する請願書	採択	

続いて、陳情の審査結果。

本委員会に付託された陳情は、6月10日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
5	地域経済の活性化と住民の住環境改善のために住宅リフォーム助成制度を創設・拡充・継続を求める陳情書	採択	

以上、報告といたします。

○議長（黒沢敏雄君） これから、継続審査となっていました請願第2号「柏崎第3区生活道路町道認定及び道路改良整備に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって請願第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 請願第4号「生活道路の町道認定に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって請願第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 請願第5号「松ヶ柴林道の県道12号線出入り口付近の安全確保のための道幅の拡張ならびに林道入り口標識の設置に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって請願第5号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 請願第6号「町道認定と舗装整備に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって請願第6号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第5号「地域経済の活性化と住民の住環境改善のために住宅リフォーム助成制度を創設・拡充・継続を求める陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって陳情第5号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 最後に、厚生常任委員長、報告願います。

厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（高橋道也君） 厚生常任委員会の請願審査を発表します。

平成26年6月11日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

厚生常任委員会委員長 高橋道也

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、6月10日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
3	旧富岡興業産廃最終処分場を県管理とするよう福島県に要請することを川俣町に求める請願書	継続審査	

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 請願第3号「旧富岡興業産廃最終処分場を県管理とするよう福島県に要請することを川俣町に求める請願書」を採決いたします。

この請願に対する厚生常任委員長の報告は継続審査です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって請願第3号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 日程第3、議案第70号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4，議案第71号「川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） この施設なんですが、今回、体育施設設置条例が出たわけですが、これ、確認申請のときは児童厚生施設で申請してますよね。これが、社会体育施設になったんだと思うんですが、なぜそういうふうになったかということと、もう1点、社会体育施設にしたならばですよ、この施設だけは無料だというような設置条例が出てるんですが、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 質問に答弁いたします。

まず、第1点目の、なぜ社会体育施設になったかということでございますが、初めにこの建築確認につきましては、この屋内運動場の使用状況から勘案いたしまして、建築基準法上は該当するのが児童福祉施設等の児童厚生施設ということで、許可になっております。こちらは、改修費用に係る経費が文部科学省等の子ども元気復活交付金を活用できることになったというようなことで、社会体育施設として位置づけるもので、これらについても建築確認上の協議の中で確認をして、使用状況から、基準としては児童厚生施設になるということで許可を受けているものでございます。

また、2点目の使用料の無料ということでございますが、震災の事故等によりまして、子どもの活動の場が制限されるということから、誰でもが運動できるというような施設として考えてございますので、使用料は無料にするということで方向づけをしたものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 厚生省から文科省にいったり、役所ってあっちゃこっちゃいっても構わないんだか何だか、私わかりませんけども、まずこの施設、精練の事務所の跡地だということで、当局は暫定的な緊急性の施設だと言っていますよね。それで、25年の7月に一般会計補正予算の第2号で提案されて、このときは保健福祉課の母子保健費の中で調査費、302万5,000円をとってますよね。それで、あと25年の12月ですね、同じく一般会計予算の第4号、これ専決処分でやったやつですが、このときも母子保健費で設計料を823万とっているわけですよね。それで、今、この話を聞いてますと、教育委員会のほうに、工事費は教育委員会にいったから、補助金は文科省だと。確認申請は児童厚生施設で取りましたという話なんですが、建築基準法からいけば児童厚生施設というのはまさに、さっき答弁されたとおりなんですが、体育施設だから金を今、震災だって取れないというんですけども、それだったら、例えばこの体育施設でしたら、ゆうゆうプールだって何だって、これ全部無料にすればいいと私は思うんですよね。いいですか、児童厚生施設のですよね、児童家庭支援センターというのは、厚生省では金を取ってはいけないことになっているんです

よね。保育施設とか、そういうやつは市町村と協議をしながら取りなさいというんですが、その辺で整合性がなくなってないんでないかと私は思うんですが、その辺、どう見たってこれは児童厚生施設だと私は思いますよ。決して体育、そして、いつの間にかこれ、子ども運動場になってるんだよね、これね。その辺を町長、いいですか。私思うには、これ、以前であれば保健福祉課で全部やっていたやつが、機構改革によって教育委員会に一部委託されたというならわかりますよ。その辺、どうなんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。ただいま鳴原議員ご質問のとおり、非常に不可解な、わかりにくい、そういう状況でありますので、私のほうから若干説明をさせていただきます。

まず、この事業であります、復興庁の事業であります。件名が、子ども元気復活交付金でございますが、ご承知のとおり、確認申請のときに出しました児童福祉施設等ということですが、本来、保育所等の設置基準というのは、体育館であるとか遊び場であるとか、そういうものの基準は明確に示されておられません。ところが、文部科学省におきましては、幼稚園並びに小中学校の設置基準については、教室の大きさ、体育館、トイレ、さらには校庭と細かな基準がなされておまして、厚生労働省にはその基準がないということで、交付金の出どころの算定となる基準を文部省に求めたと。したがって、そのことで体育館のところに位置づけて設置条例をつかったという経緯でございますので、ご理解を願います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 教育長の答弁がそのとおりでございます。建築基準法では言われておりますね、確かに防火対策上からいえば、学校、小中学校、高等学校あるんですが、この屋内遊び場というのはなかなか、最近できたものですから、児童館というのはあるんですが、消防法からいっても防火対象物は、遊技場とダンスホールに該当するんですね、これがね。まさしくそのとおりであります。それはあれなんです、それでですね、よその市でもやはり屋内遊び場、ほとんどやはり児童施設、主に二本松あたりもかなり、やはりそういう児童施設として運営しているということなんです。それで、最後ですが、あと一つ。今回出ているこの体育施設にするんだというなら、よその体育施設も、やはり震災によってあれなんだったら、この屋内遊び場ばかりじゃなくて、よその体育施設も無料にすべきと思うんですが、そういう考えはありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。議員もご承知のとおり、去る平成23年3月11日に発生いたしました震災並びに原発の事故によりまして、本町の教育施設等が大きなダメージを受けました。もちろん、町民の憩いの場であるゆうゆうプールを初め、町民プール等も放射能で汚染されたわけでありまして。その際に、町の原子力災害対策課をお願いをいたしまして、1年目は休園といたしましたけれども、次年度につきましては無料開放ということで実施してまいりました。今後この問題につきま

して、この放射線の問題がどのように推移するか、これを見きわめながら、議員のご指摘の点については検討させていただきたいと存じます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 私は3点ほどお聞きしたいんですけども、私、産業委員会なんで、所管委員会ではどれほど詳細にこの議論が提案されているかわからないんですが、一つはこの子どもの屋内遊び場が屋内運動場となったんだけど、これの、要は運営の仕方というか、そういうことを全然、我々は説明を受けてないのね。だから、その対象児童、例えば、無料にするのはいいとして、じゃあ何歳以下が遊べるのかね。町外の人も、どこの人も、外国人でも、何でも来て遊べるのかとか、あと開園日はいつなのか、休む日はいつなのか、何時から何時まで開くのか、あるいはほかの遊び場を見ると、1回やるときには1時間だとか1時間半だとかって時間を区切って運営してますよね。そういうこと。あと、不特定多数の人がいっぱい来るわけですから、当然、鳥インフルエンザではなくても、感染症の対策の問題とか、いろいろあると思うんですよ。ですから、どんな運営をして、どのように利用できるのかということが全く、1回もこの議会に示されてないんですよ、これ、町長ね。それで、条例だけつくるから認めなさいと、こう言っているんだけど、中身がわからなくて新しくできるからいいべっていっても、問題はどんな施設でも使い勝手ですよ。その使い勝手がわかる資料が1回も提出されてないんですよ。それでこれを認めろというのはちょっと私は乱暴だと思うんですよ。ですから、利用者から見ればどういうふうに俺たち利用できるのかなということ、あと我々から言わせれば、管理はどうするのか。確かに、880万、臨時職員賃金とかというのは当初予算でとられているわけありますが、何人で管理するのか、中身を見ると守衛室はあるんだけど、事務室なんかどこにもないわけだから、どういうふうに管理をするんだか、私もちょっとわからないんで、そういったものを提示して、喜んで賛成できるような資料を出していただけないのかというのが1点目です。

あと二つ目は、私も非常に感じているんですけど、建築基準では児童厚生施設で出して、今度、位置づけを体育施設にして、運用はこれ、体育施設で運用するわけでしょう。そのときに、確認申請ですから当然、工事終わった後、検査に来ますよね。そのときに、今日決めるということは、川俣町の体育施設設置条例にのっかるわけだ。のっかったときに児童厚生施設であんたら出したんだけど、体育施設になってるんだけど、これじゃだめだよという法律上の矛盾というのはクリアしているのかどうか、二つ目にお伺いしたいんですよ。

あと三つ目は、再生加速化交付金でやるんだというのは前から俺、当初予算のときから聞いてはいるんですけども、この再生加速化交付金というのは、教育委員会の問題じゃなくて、企画財政かどこかわかりませんが、出してくる省庁の縛りというのが、それぞれ出てくるんだべ。私なんか、よく説明受けてないから、わからないから全部、復興省から来るものだと思っているんですけど。例えば、道路のときは建設省、田ん

ぼや畑やるときは農林水産省、文教施設とかやるときは文科省とかって、それぞれの省庁の縛りというのが全部入ってくるんですか、この再生加速化交付金については。その3点について、ひとつお伺いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） まず、1点目の運用の基本的な方針といいますのは、後で資料として、それでは提示、今ですか。ちょっと準備しておりませんでしたので、運用につきましては、本施設は小学生以下の子どもを利用対象といたします。町外の方も含めて利用できるということになります。利用の定員は、1階が未就学児童運動施設でございまして、40名。2階が就学児童の運動施設として30名としています。あと、休館日でございますけども、毎週木曜日と年末年始としまして、開館時間は午前10時から午後4時までということで考えております。運動室の利用時間ですが、1回目が午前10時から11時30分、2回目が午後0時30分から午後2時まで、3回目が午後2時半から午後4時までの各90分の入れかえ制ということで考えてございます。

2点目の、児童福祉施設等という、建築確認の法令上の関係でございすけども、今回、その社会体育施設の一部条例改正をするに当たりまして、再度、県のほうに確認いたしました。建築基準法上の用途は児童福祉施設等ということになってございますけども、町が社会体育施設として条例に位置づけることは、特に問題はないということで回答を得てございます。

以上でございます。また、運用上の資料につきましては、ちょっと今すぐ手元に準備してございませんので、後ほど配付させていただきたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 3点目の質問に答弁いたします。遊び場につきましては、福島定住等緊急支援交付金という国の補助金を活用することで予算化しております。ご指摘のありました縛りにつきましては、所管する省庁の縛りがございますので、その旨、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今、課長の答弁聞くと、いろいろ決まっはいるようにわかったのね、運営のね。だから、それって建物は諸法でつくるわけじゃないですか。初期の目的は何かといたら、さっき教育長が言ったとおり、原発事故で子どもが遊べなくなった、外で。だから、屋内遊び場をつくるんだと。だったら、その中身について、審議する議会に当然、示すのは当たり前だと思うんですよ、私は。中身抜きにして、こういう建物つくるからいいべ、こういう条例に位置づけっからいいべというのは、それは結果として起こることであって、最終的なね。こういう運用の仕方、こういうふうにするからこういう建物つくって、こういうふうにして、1時間半、90分で交代していくんですよというものの説明があって初めて、私は審議だと思っているわけ。そこが全然示されないで、ぽーんと出してくるというね。町長ね、これだけじゃないんだけど、ありとあらゆること、大体ほとんどそうなの。大事なことは言わない

んだ、いつも町長は。大事なのは、こっちなんです。今、俺は町内外って言ったけど、じゃあ日本国籍でない人も使えるのかいと、国際化時代ですからね。あともう一つ、私疑問があるのは、この運用の中で、今、準備してるんだっけ、配られる。だから俺、わざわざ質問してるんだからね、もらえるように。3回目の質問があるから、中身見た上で。そうすると、例えば、保護者、これ小学生以下といったから、0歳児もいるわけでしょ。じゃ、乳幼児でもいいのかい。素朴な疑問なんです、これ。はいはいして歩く乳幼児、0歳児、1歳児、2歳児もいいんですか。当然、そういうのは該当してないんだという、当然というのはそっちの話かもしれない。多くの人は、そういう人も遊べるんだべと、こう思って期待する保護者だっているわけですよ、世の中には。町民の中にもいると思うんです、私。だから、0歳児、乳幼児もいいんですか。じゃ、その際に保護者が同伴するということが当然出てきますよね。そういうことはどういうふうに運用なさるんですかと、そういうところを本当はこの教育委員会でやっているんだったらば、教育委員会の中で議論をして精査をしたものを、所管は今度、生涯学習課だから、総務委員会なんだろうけど、総務委員会で議論して、全協で説明して、ああ、いいないと、ほんならやったらいいべしたって、こうやるのが、私は町長のいう協同のまちづくりだ、民主的に進めるんだとかって、肝心かなめのことはいつもこうじゃないですか。だから、要綱、早くもらいたい、3回目の質問があるから。だから、私が今、3回目で聞きたいのは、0歳児、いわゆる保護者がいないと遊べない子どもさんは、この施設の中で遊べるんですか。当然、国籍は問わないんだと思うけど、例えば、お母さんが保護者で、日本国籍でない人も川俣にはいますよ、いっぱい。外国のお母さんいるんだから。そうすると、子どもの国籍どっちでとってるかって問題だって、当然あるわけでしょ、日本で生まれてれば、基本的に日本人の国籍でも選択もできるわけだから。だから、0歳児、1歳児、保護者が同伴しないとお子さんの安全性が担保できないような方も、ここで遊べるんですか。それが3回目の質問。あ、2回目だね、まだね。

あと、建築確認上、問題ないんだというなら、私はそれはそれで結構でございます。いいことですから、いいんですが。ただ、財政課長、それぞれの省庁の縛りがあるということは、この補助金でね、結局窓口というのはばらばらなのかい、この再生加速化交付金というのは。再生加速化交付金については、企画財政課で全部やってますって、各省庁、各課の話聞くと、常に言うわけだ。だけど、今の話聞くと、ばらばらになってるじゃない。各省庁の縛りがあるということを言っているでしょ、今。そうすると、建設省なら建設省、農林省なら農林省の縛りの中でしか泳げないということなの。よく新聞報道等にあるのは、こういう新しい再生加速化交付金つくったから復興費用のために、自治体の使い勝手のいい補助金になりました、交付金になりましたと、こう言ってるんだけど、そうではないということによろしいんですかね、財政課長。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） まず、1点目のご質問にお答えいたします。利用者につきましては、外国人につきましても利用は可能でございます。また、0歳児等の子ども

もにつきましても、こちらの施設の利用は、基本的には保護者同伴というようなことで考えておまして、保護者1名につきまして、子ども3名までというようなことで考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

ご指摘のとおり、使い勝手がよい交付金ということで、国のほうでも見直しをして、町では直接、交付金については復興局窓口、いろいろ町の申請等の窓口は一本化をしていただいて、なおさら交付金課ということで、補助金よりは使い勝手がよい、いろいろなメニューもあるということで、随分、市町村の要望などを受けて、使い勝手はよくなつてはきておりますけども、この遊び場につきましては、文部科学省になりますけども、全くそれぞれの省庁の縛りがないということではなくて、ただ、町としては従前よりは随分、使い勝手がよくなったということで、全然縛りがないということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま、資料をコピーしておりますので、次の方の質問あれば、なければ、ちょっとお待ちください。

ただいま資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） それでは、再開いたします。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） これ今ね、いただいた資料を見ますと、利用する子どもには保護者が同伴することと、一番先に出てきますよね、2番の利用条件の。そうすると、小学5年生、6年生ね、高学年で自分で買い物にも当然、その年代になれば行つてるでしょうし、高学年の小学生も、例えば、1年生くらいなら私もわからないことはないんだけど、そういう人も保護者がいないと遊べないと、こうなっちゃうじゃないですか、こここのとこで。だから、まさにこの運営の考え方というのが、施設を生かすも殺すも、運営の考え方が一番大切なんだと私は思うのね。だから、この、ぱっと見ただけでは私が一番気になるのは、この保護者の同伴。さっき聞いたのは、0歳児だの1歳児だの、保護者が来て必ず、6名も連れてこられたら一人では見ようがないんだから3名というのは多分、保育園の0歳児の保育士の数が1名に対して3名だから、それで考えているんだろうと思うんだけど、この（1）はやっぱ私は見直すべきだと思うんですよ。それと、教育長ね、隣に南小学校あるじゃないですか。よく学校で言うのは、どこまで学校長の責任かという問題があつてね、必ずうちに帰ってから行って、遊んでくださいということを言いますでしょ。そうすると、南小のお子さんが鉄砲町から、これ、南小学校の校区になっているわけですから、学校ですぐ目の前に遊び場あるのに、1年生、2年生、鉄砲町までうちから一回帰ってきて、それから遊ばないとだめだということになるのかね。こういうことって本当に、私も福沢地区の

出身ですから、中学校のPTAの役員も若干やらせていただいた経験があるんですけど、パンとか買うときは、うちに一回帰ってから買えというわけね。福沢でパン売っているのは入り口しか売ってないんですよ。そうすると、うちなんか4キロも5キロもあるのに、一回帰って、それから出てきて、腹減ったからパン買うべっていったらとんでもない話になるんで、学校に私、言った経緯があるんだけど、これも同じで、やっぱり学校から帰って、うちに一回帰ってからでないと認めないのかどうなのか、そういうことも細やかに私は配慮して運用しないと、全然生きた施設になってこないと思うんですよ。そういったところはどういうふうに、まあ実際のところはこれから考えるんでしょうけども、そういった保護者の声、地域の声というのも十分にやっぱり検証した上で、受け入れた上で、私は運用しないといけないと思うんです。それと、この保護者いじめというんだけど、もう1点はね、これ、いただいた前の資料ですけど、こういうところにお孫さん抱いてね、いますよね。これ、保護者も中に入っているという人と、入って悪いという場合があったと思うんだけど、例えば保護者1名だから、極端に言ってだよ、酔っぱらって、父ちゃんが、お母さんだって酔っぱらう場合はあるけど、酔っぱらった人が入っているとか悪いとか、時々書かれていますよね、ちゃんと。酒気帯びの方はだめですよなんて。そういうことも含めてですよ、保護者の安全・安心、そして今、栃木県の8年前の事件がようやく解決したところでありますけども、そういった犯罪の場所になる可能性もないわけではないわけですから。全部が善意でやってるわけではないんで、そういったことも含めて、どのような対策をとるのか。あと、これ、みんな臨時職員でやりますと書かれていますよね、常時5人体制でと。これ、責任者というのは誰になるんですか、ここの施設の。例えば、川俣町体育館に行けば、体育館長っていますよね。じゃ、ここの運動場の責任者というのが、例えば生涯学習課長だって言われれば、私は大変気の毒だと思うんですよ。目が届かなくて、1日に3回も4回も繰り返し利用なさって、評判がよければよいほどいっぱい来るにもかかわらず、自分は勤務してない。働いている人はみんなパートで日がわりランチだと、書かれていますよね、これ。交代制で、パート10名ぐらいでやるんだと、こう書かっている。そうしたら、とても私は管理について責任を負えないんじゃないかと思うんですが、その辺の体制はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

ただいま、高橋道弘議員ご指摘のように、私もこの問題については、議員ご心配のことはそのとおりであると私も考えておりまして、実際のところ、町の運動場の運営につきましては、現在、これをたたき台として運営要綱、さらには管理要綱を作成中でございます。したがって、例えば、ただいまいろんなご指摘がございました、ご心配もいただきましたが、これらについて町民が安心して利用できるような方法は、一般的に、常識的にどうあるべきかという観点から精査をし、急いで今、やっているところではありますが、申し訳ございませんが、現在、要綱等について提示することはできない状況にありますので、この点をご理解いただきたいと思います。

なお、通常、私が考えておりましたことだと、当初の運営につきましては、やはり専門家等の委託等を最初しながら、町内のグループで協力いただける方々を随時、1年ごとをお願いをしていくというふうな堅実な方法がいいんでないかというふうに、現在は考えております。なお、子どもの利用等につきましては、一般的にはこれ、日常におきましては、学校は授業中でございます。子どもたちが利用するのは、土日あるいは早く授業が終わった場合でございますので、下校したらすぐに利用できるかどうか等については、学校の生徒指導の規律等もございますので、その点も含めて、学校と連携をしながら、適正に要綱をつくってまいりたいと、このように考えております。

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第5、議案第73号「平成26年度川俣町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 3点お聞きしますが、まず、歳入でいうと、10ページに東日本大震災復興基金繰入金というのがあるんですけど、これの2段目に復興支援交付金分431万6,000円の減というのがあるんですね。これがどこで減になったかという、歳出の24ページ、土木費の道路橋梁費、道路維持費の中で、東日本大震災復興基金繰入金が431万6,000円減になって、一般財源に繰りかわってるんですけど。これ、基金ですから町が国にいただいて、基金に積んでいるやつなんで、この基金繰り入れをやめて、一般財源、どっちにしても一般財源なんだと私は思ってるんですけども、繰入金かどうかというだけの問題で。その、財源の繰りかえをしたという理由は、提案のときに私、聞き漏らしたのかどうか分かりませんが、聞いた覚えがないので、どういうわけでこの413万6,000円の基金取り崩しをやめて一般財源にしたのか、お質しをします。

それから、同じく歳入のブランドイメージ交付金720万5,000円増なんですけど、それで歳出のほうで、24ページで一番上で、商工団体の補助金で、イメージ回復交付金720万5,000円増になっているんですけど、そうすると、当初予算と合わせて1,400万になるんですが、去年のブランドイメージ交付金の補助率は

95%だというふうに私、聞いているんですけど、この1,400万になることによって、各町内の商工業の方々から要請があった総額に対して、これで何%の補助率になるのか、お質しをさせていただきます。

あと、もう1点は30ページなんですけど、これ、財政課長、間違っただけではないかと私は思うんですけど、社会教育総務費で、地域活性化センターから50万もらってコスキン50周年記念の補助金でもらったと、歳入で書かれてるのね。ところが、ここの30ページの補助金は、町単独補助金が50万と、こう書かれてるんですけど、どちらが正しいんでしょうか、お質しをしておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

初めに、1点目の東日本大震災復興基金からの繰り入れについてのご質問でございますけども、財源充当につきましては、除染後の町道の舗装について、この復興基金を充てるということで当初計画しておったんですけども、最終的に24年度で充当した残額が431万6,000円ほど当初見込みより減額になりましたので、その分を、基金から取り崩しをみていた額から少なくしたということでございます。当初予算と25年度の最終的な取り崩しの関係から、当初みていた431万6,000円入れられなかったということでございます。除染後の町道の舗装についてでございます。

それから、歳出の30ページですけども、申し訳ございません。当初はこういった地域活性化センター等の補助金を見ておりませんでしたので、この事業名そのものが町単独補助金という30ページの2の補助金、6のコスキン・エン・ハポン開催補助金、町単独ということで、この事業の起こし方が当初のままになっておったので、中身的には地域活性化センターの助成金を入れますので、今回につきましては、町単独でなくなりますけども、当初のままに事業名を記載してしまったということでご理解を願いたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えします。遅れまして申し訳ございません。

今年度、要望額が11件で、3,818万1,000円でございます。それに対して、1,460万円ですので、38%になります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 第1点目の、この431万6,000円なんだけど、今の説明聞くと、25年度にあった事業費が余ったから、繰入金で431万6,000円しなくていいんだというふうに聞いたんですけども、そうではないんですか。25年度は関係ないと思うんだよね、俺。だって、25年度は25年度で予算つくって、26は26で予算つくってるんだから、それは決算で残ったり余ったりすればいい話でしょ。だから、26年度はまだ事業も何もやってないわけですから、やった結果、その繰入金が431万6,000円減るんだっていうんならわかるんですけど、まだ一つも事

業を執行してないのに、最初から除染でやったとこの舗装工事について431万6,000円繰り入れしなくて済むんだというのは、どう考えても私わからないんで、再度ご説明をいただきたいと思います。

あと、このコスキンね、私言ったとおり間違っただという話なんですけど、多分こういうところに私、うんと大きな問題があると思うのよ。例えば、コスキン・エン・ハポンの開催補助金って、町単独でもともと持ってるんだよね。もともと持っていたがなに、今度、地域活性化センターで申請したならば50万あげますよ、交付しますよってなったから、当初予算でとってた予算にプラスして50万増えるということだと、私は理解してるんです。そのときに、その活性化センター分の金と町の単独財源の分とを合わせて管理するんだという頭を持っていないと、商工会のほうのイルミネーションではないけれど、片方で50万円来ただの、片方で500万来ただの、町は100万円しか出せないだのというのが、ごちゃごちゃの頭になって事務をとってると間違うんで、こういうところはよくよく精査をして、きちんと予算を上げていかないと、感覚で、担当する職員の頭で感覚で分かれてしまうと問題になりますんで、単に、この説明書きが抜けたというだけの話じゃなくてね、町単独を消すというだけの話じゃなくて、認識を新たにしていきたいなというふうに思います。

それと、ブランドイメージなんだけど、これは3,818万1,000円、11件の事業者さんから申請があって、去年は95%の補助率だったと、こういうことじゃないですか。そうすると、多分、11件の事業所の方々は、去年並みの95%もらえると思って申請してるんじゃないかと私は感じてるんですね。それが、実際ね、今度採択になってきたら、38%の補助率ですよと、こう言われたんでは、その落差たるや、すごいものがあるわけじゃないですか。50%が45%になったとか、60が55になったとかいうのならわかるけど、95が38に減るわけですからね、これ。そうすると、とてもその補助率では、俺は事業できないという人も出てくるんじゃないかと思うんですよ、私は。その辺については、その11件の申請をなさった事業主さんについては、その38%の補助率になりますよということを承諾していただいた上での今回の補正予算の上程なのかどうか、再質問させていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

初めに、1点目の復興基金からの繰り入れの件でございますけども、25年度末で、当初、この復興基金につきましては、3億3,000万円ほどの積み立てでスタートしましたが、24年、25年ということで取り崩しをした結果、充当できる額が2億5,022万4,000円となりました、最終的に。このうち当初予算で、当初見込みで2億5,454万円取り崩すということで計上しております、26年度。その取り崩し予定額を確保できませんでしたので、今回、除染後の町道舗装につきまして、この復興基金、道路維持費の中に3億5,000万ほど、除染後の町道舗装の事業費を計上しておりまして、そのうち、復興基金を1億8,700万円ほど充てるということで計画をしておりまして、全額充てることができませんでしたので、残高の関係

から。今回、この道路維持費の中で基金からの取り崩しを、４３１万６，０００円を減額させて残高に合わせるということでご理解をいただきたいと思います。

次に、地域活性化センターからの補助金につきましてのお質しでございますけども、この補助金につきましては、コスキン４０周年記念事業に充てるということで、精査をして活用していくということで、ご指摘いただいているような従来の補助金と混同しないような形で、きっちり活用していくということで対応していきますので、記載につきましては、町単独という表現になっておりますけども、その辺は精査を行いながら活用していくということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

説明の内容におきましては、まだ予算の確定をしておりませんでしたので、どのぐらいということは業者さんのほうには説明してございませんので、３８％、今現在の中での割り振りでございますので、こちらに関しては申請しました業者さんに説明はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） ４００万の話はよくわかりました。ありがとうございます。

それで、このコスキンの話ね、分離してと言うけど、分離するから私は間違いだっ
て言ってるんですよ。町を通して出すんだから、前の補助金が１００万あって、今回
５０万プラスになったら１５０万を出すんだという頭になって、トータルで事業費を
抑えて補助金を支出するという頭に立たないから、分離してやるから、こっちの書類
とこっちの書類が違う書類になってきて、何が総事業費で何が何だかわからなくなっ
てしまった、あるいはその検査ができなかった、怠ったというのが商工会の補助金の
話でしょう。だから、ここは１５０万トータルでやるべきだということを私は申し上げ
ているんで、間違って運用してない、議員が言ったからこうやったんだなんて言わ
れたら困るから言うておきますね。

それと、町長ね。これ、ブランドイメージだけど、今言ったように全然、１１業者
さんには何も言ってないわけだ、今の課長の答弁のとおりね、町長。下見て書かない
で俺の顔見てもらいたいんだけど、町長ね。そうすると、やめますという人が出てき
たら困るじゃないですか、これ。だから、補助率というのは、最初から去年やるとき
から何にも言ってないんだね、この事業ね。だから、出たとこ勝負みたいなやり方で
やってきてるから、去年は９５だった補助率が、今年は３８になりました。じゃ、ど
うぞ、あなたやりたいって言ったんだからやりなさいって言われたって、みんな大変
だから補助金申請してるわけでしょ、これ。それなのに、６割近くですよ。６割近く
補助率が減ったならば、成り立つ事業も成り立たないじゃないですか。その辺は、町長
としては、これは今の１，４００万というのは国、県からもらった交付金そのものが、
これで全額パーだということでの帳尻合わせで予算、これ出してるわけだけど、町単
独で増やしてでも、この事業やるんだという決意はあるんですか、町長。確認してお

きます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

このブランドイメージ、予算をいただきました。とにかくそれを最大活用してやっ
てもらおうと思って、努力してきました。議員お質しのように、5割なのか3割なの
かということについてですね、当初内部で決めちゃったならば、希望する人に何ぼでも
出したいということがあってですね、決めたら、とにかく応募していただいた方につ
いては、とにかく満遍なく回るようにしたらいいんじゃないかという考えもありま
した。今お話にありましたように、じゃ、95%の実施率なんだと、そうすれば95
もらえるんじゃないかいと思っているにもかかわらず、38きりもらえないとなつた
らどうなんだいという、それも当然出てくると思います。したがって、今年度の
事業について、今精査しているんでありますが、よくその成果なども確認しながら、
町の中でももちろん精査してですね、この事業がさらに町の各産業のそれぞれのブラ
ンドイメージがアップになって、主産業に貢献するような、力になるような予算の配
分について、また考えていくことも含めて検討してまいりますので、ご理解賜りたい
と思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午後2時20分といたします。

（午後2時03分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後2時20分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第6，議案第74号「平成26年度川俣町国民健康保険特別
会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけお伺いいたしますが、歳入で前年度繰越金5,300万

繰り越ししまして、療養給付費を5,300万減額したんですが、決算はまだ終わってないと思うんですけど、決算見込みでは、トータルでは前年度繰越金はいくらになる予定なんでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁申し上げます。

9,800万の黒字の予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7、議案第75号「平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけ、これもお伺いしますが、最終ページの9ページにですね、金額は少額なんですけど、負担金補助の負担金で、高額サービス費1万4,000円減して、その分を委託料1万4,000円に繰りかえになっているんですけども、この繰りかえた理由と、この委託料1万4,000円というのは、どんなサービスをする委託をどこにしようとしているのか、お伺いしておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

9ページの高額介護サービスの事業費の補正でございますが、当初予算で委託料と負担金、補助金、分けてとるべきものを委託料のほうを計上漏れしてしまいました。それで、1万4,000円、委託料のほうで増額させていただきまして、負担金のほうを減らし、減額したところでございます。

また、この委託料ですが、これは国保連合会のほうに高額サービスをお願いしております、それらの審査をする委託料でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第8, 議案第76号「平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 何点かお聞きしますけど、この事業を上げて進めることには、私は何のご異議もありませんが、一つは土地購入費なんですけど、これ、資料を見ますと、平米掛ける2,500円かな、田んぼも畑も全部、1反歩にすると250万円だと載っているんですけど、今後ですね、不動産鑑定をかけたかどうか、まず第1点なんですけど、不動産鑑定の結果そうになったら、私は何の異議もありませんが、通常、土地を買うときに田んぼも畑も同じだというのはあまり聞いたことないんで、その辺は、不動産鑑定の結果そうなったものなのか、もしくは今後、こういった場合は川俣町は地目にかかわりなく、同じく購入するという考え方なのかをお伺いをしたいと思います。

あともう1点ね、これは町長しか答弁できないんですけど、協定してね、署名しまして、立地協定にね、来年の4月にはベルグ福島さんが、あそこに工場つくって操業すると、こういうことになってるんですけど、今、町の示している計画ではね、どう考えても私は11月までにあそこの2.7ヘクタールの土地がですね、造成工事が終わるなんてことは考えられないんですね。11月に造成工事が終わったという仕組みの上で、来年4月の操業ということに相なっているわけですね。その場合に、4月に操業できなかった場合、立地協定に調印しているわけですから、操業できなかった場合の責任は、川俣町が行うべき造成工事が遅れたがゆえにできないという結論しかないんですね。その場合、川俣町に、ベルグ福島さんに、せっかく来てくれるというベルグ福島さんに多大なる迷惑をかけるわけでありまして、その際、損害賠償だとか、そういったことは発生はしないのかというのが、二つ目の質問。

それから、三つ目の質問は、どう考えても無理なそのスケジュールでね、予算提案をなさっているわけですが、2億5,000万相当の工事費なんですよね、2億4,600万と書かれていますから。2億4,600万の土木工事を、何月に発注するか

わかりませんが、今のところ見通しについてないと思うんですね、開発許可の業務委託料が、これからこれ予算とってやるわけですから、2,200万もね。そうすると、法定工期を考えたってね、どう考えたって、8カ月とか1年6カ月だとか、かかるわけじゃないですか。許可書を、例えば最速で8月にもらったとしたってですよ、来年の6月だとか、普通に考えれば来年の10月だとかというのが法定工期になるんだろうと思うんですけど、そういう矛盾は、町長、どのような考え方でこのスケジュールを発表して、4月操業ということを言ってるのか、お伺いしておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お質しの、心配されていることでありますが、この会社との立地協定を結び、具体的な事業に入っていくわけでありましたが、工期等について無理があるんじゃないかというようなお質しだと思って聞いております。これについても、会社のほうと打ち合わせは十分にやりながら、遺漏のないように進めていきたいと思っています。来年の4月から工場のほうを始めていきたいという会社の思いもございますし、町のほうも、これから用地買収等、工事に入るわけがございますから、そういったことについては、この実情を常にお互いに意見交換といいますか、情報交換もしながら取り組んでまいりますので、損害賠償とか何かについては発生しないよう、しっかりと責任を持って対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

単価に関しましては、不動産鑑定をかけた結果に基づきます単価でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まず、第1点ね。不動産鑑定にかけた結果だというんだけど、不動産鑑定料っていうのは俺、予算を認めた記憶もないんですけど、いつ、どこからとったんですか、その不動産鑑定料というのは、この予算の中で。だって、もともと専決だっけかな、専決補正だったと思うんだけど、専決補正で開発行為の委託料をとったことは、私、目にしたことがあるんですけど、不動産鑑定の予算、とってたとすれば大変失礼な質問なんですけど、不動産鑑定はどこに予算措置されてやったんだか、お知らせをいただきたいなと思います。

あと、町長ね、遺漏のないようにやるんだっていうんだけど、遺漏があろうがなかろうが、川俣町という公共体が事業、工事を発注するときにですよ、法定工期を無視して工期をつくるということはあるわけじゃないですか。法定工期を無視して3カ月でやれなんて発注したら違反でしょ、これ、発注者の。だから、川俣町という自治体が、名前は古川道郎って、町長って載ってくるかもしれないけど、もともと工事看板にも首長の名前なんて書くなというところもあるわけだからね、福島県庁は福島県としか書かない。だから、県は県、町は町として、団体として発注するんだから、法人格を持っているね。だから、誰が町長になろうと約束したことは約束したこ

となんですよ。お互い、法人と法人同士、約束したんだから、立地協定したんだから、これ。だから、無理なことは無理なんで、そのことをやれということのほうが、私は無茶な、違法な命令だと思ってるんですよ。だから、2億4,600万の、じゃあ土木工事の法定工期は何カ月だというふうに町長は認識してるのか、お伺いしておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。法定の工期でございますが、一応、担当のほうでご説明させていただきます。基本的に、200日から300日の間の工程になります。ですから、7カ月から約12カ月くらいまでですか、だから、約1年から8カ月の間ということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

鑑定業務につきましては、町の企画費の中に予算を当初で計上しておりました復興事業調査業務委託料の中で対応させていただいたところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） これ、いくらで、どこに頼んで、いつ成果が出てきたんですか、その不動産鑑定というのはね。もともと、だから私、産業委員会所属なんだけど、この産業団地の話というのは、3月当初予算の審議から突然降って湧いて、産業委員会でも議論しているような状況で、担当課長も大変苦労なさってやっているわけですが、今まではずっとこれ、企画でやってきたわけでしょう。だから、いつ契約して、どこの業者に頼んで、金額はいくらで、成果品はいつ上がってきたんだか、お知らせをください。その結果は、きちんと事務引き継ぎとして産業課さんに引き継がれているんだとは思いますが、確認のためにお聞きをしておきます。

あと、町長ね。今、産業課長言ったとおり、7カ月から10カ月が法定工期だと言っているわけだ。今、6月ですよ。6月さ7足すと、来年の1月になるんだね、今日発注したって。7カ月の最短をとってですよ。それが11月に造成できるんだという前提で、産業委員会では説明を受けているわけ。最高に延ばして、この前、無理じゃないですかというから長くしたんだけど。そうすると、4月に着工、操業できますということは、誰が考えたって不可能なことを町長は言っているわけ。だから、その責任は、いや、できなかったら俺責任とるんだではないんですよ。町長が言うということは、川俣町が言ったことなんだから。だから、私は再三言っているわけ、産業委員会でも。できなかったときには、川俣町がだめだった、うそこいたってということになるから、私は再三言っているんですよ。この予算が悪いとかいいとか言っていない。スケジュール自体に無理があって、対外的に町民の皆様も来年4月にできると思って、みんな新聞発表から何から聞いているわけよ。だって、町長、あっちこっち言っちゃべってるんだから、4月にはできるなんてね。それで、150人の話は10年後の

話なんだけども、それも４月から１５０人採用されるように誤解して、みんな受け取ってるじゃないですか。だから、町としてやることですから、実際に確実性のあることをやるのが町の仕事でしょう。役所仕事っていうのは、そういうことじゃないですか。決して、オーバーには言わない。絶対安全性のところで、誰しもうそにならないように発表するのが町の仕事なわけですよ。だから、町長が言ってる４月操業っていうのは、無理じゃないですかと、そのご認識があるや否やということなんですよ。あるとすれば、今からベルグ福島さんときっちり話をして、遅くなる場合があると、１０月になるか、８月になるか、来年のですよ。そういうこともあり得るんだという前提で今から話をしておかないと、片方は民間企業で、営利のために来るわけですから、利益を上げるために。６カ月遅れたおかげで、とんでもない損したぞと。だって、川俣町のこの工場から、茨城の農場だとか岩手の農場に持っていくって言ってるわけでしょう、ベルグ福島さんは。そうしたら、持っていくものがなくなるわけでしょう、できなかつたら。そうしたら、物すごく甚大な損害を与えるから、私言っているんですよ。選挙うけにただいうんなら、これは勝手にしゃべればいいんだけど、選挙演説は。議会でしゃべったり、住民説明会でしゃべることは選挙演説とは違うんだから、町長。長としてしゃべってるわけだ、川俣町長として。だから、遅れるということもきっちり認識してるんですかと。それをやれって原課に言うほうが無茶な、違法な命令でないかと私は思ってるんで、その認識はいかにということを問うているわけです。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、法定工期、７カ月、２００日から３００日というような法定工期があるわけがありますので、今、議員お質しのとおり４月から本当にできるのかというようなことも危惧されます。そんな認識で持っておりますので、この４月に遅れることも含めて、改めてこのスケジュールをしっかりと確認して、今お質しのことがないように進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

大変申し訳ありませんでした。先ほどの私の答弁を訂正させていただきたいと思います。２６年度の予算と申し上げましたが、申し訳ございません、２５年度の企画費の復興事業の委託料の中で、契約につきましては、２５年の１２月１９日に、契約先が北陽不動産鑑定事務所と契約をいたしまして、金額につきましては、２０万２、６５０円でございます。成果品につきましては、２６年の１月２７日に鑑定業務の成果品が上がってきまして、産業課のほうに引き継いだものでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加の議案があり、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 午前中、午前10時から議長室において、議会運営委員会を開催いたしました。議報告1件、その他2件について本日の議事日程に追加し、議題にしたいというふうに決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

議報告1件、その他2件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議報告1件、その他2件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。(資料配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 配付漏れなしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第1，議報告第6号「議員研修会の報告について」を報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 議会だより編集委員長より報告願います。

遠藤宗弘君。

○議会だより編集委員長（遠藤宗弘君） 議会だより編集委員会から報告いたします。

議会だより編集委員会は、議会広報の編集作成のため、研修に参加してまいりました。場所は郡山ビッグパレットふくしま、日時は平成26年5月15日、出席議員は5名であります。議会の研修会の内容については、議会広報についてのさまざまな角度から勉強させていただき、大変役に立った研修であったということを報告しておきます。詳細は下記のとおりでございます。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第2，「所管事務調査について」。

事務局長、お願いします。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま朗読のとおり、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長、厚生常任委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

お諮りいたします。

ただいま通知のとおり、実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、所管事務調査については、ただいま通知のとおり実施されるよう、決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第3，「議員の派遣について」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり参加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり参加することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
◎閉会の宣告
○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

会期7日間にわたり慎重に審議いただき誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成26年第5回川俣町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時49分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 新 関 善 三

同 署名議員 菅 野 正 彦